

第5章 広域処理の可能性検討

本市及び周辺自治体の廃棄物処理の現状を把握したうえで、山口県の定める広域化計画との整合を確認し、広域処理の可能性を検討します。

1. 山口県ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化計画

(1) 全国的にみたごみ処理の広域化の変遷

日本におけるごみ処理の広域化については、当時の厚生省が平成9年（1997年）に「ごみ処理の広域化計画について」を発出し、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を主な目的として、各都道府県において広域化計画を策定し、ごみ処理の広域化を推進することを求めてきました。その結果、全ての都道府県において広域化計画が策定され、全国のごみ焼却施設数は平成10年度（1998年度）の1,769施設から平成28年度（2016年度）には1,120施設と約4割減少し、施設の集約化・大規模化が進みました。また、当初の目的である施設からのダイオキシン類の排出量についても平成10年の1,550g-TEQ/年から平成28年には24g-TEQ/年と目標である33g-TEQ/年を達成し、国内におけるごみ処理の広域化は一定の成果を上げてきました。

一方、平成9年の広域化通知の発出から20年以上が経過し、ごみ処理をとりまく状況は当時から大きく変化しています。

平成30年（2018年）に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」においては、下記について言及されています。

- ①人口減少・少子高齢化の進行
- ②東京などの大都市への人口集中
- ③大都市においても一部の地域を除いて人口が減少すると推計
- ④地方部では人口が大きく減少すると推計

3Rの推進等により1人当たりのごみ排出量や最終処分量が着実に減少していることに加え、人口減少の進行によりごみ排出量は今後さらに減少していくことが見込まれますが、他方では廃棄物処理に係る担い手の不足、老朽化した社会資本の維持管理・更新コストの増大、地域における廃棄物処理の非効率化等について懸念されています。

同じく平成30年に国は廃棄物処理施設整備計画を閣議決定し、「将来にわたって廃棄物の適正な処理を確保するためには、地域において改めて安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要がある。」とした上で、「このためには、市町村単位のみならず広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていくべきである。」としています。

また、近年では平成28年の熊本地震や平成30年7月豪雨等、毎年のように大規模な災害が発生しており、様々な規模及び種類の災害に対応できるよう、公共の廃棄物処理施設は、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための拠点と捉え直し、平時から廃棄物処理の広域的な連携体制を築いておく必要があるとしています。

これらのことから、国では将来にわたり持続可能な適正処理を確保していくためには、改めて、現在及び将来の社会情勢等を踏まえ、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方

を検討することが必要との観点から、平成 31 年（2019 年）3 月に「持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化に係る計画」を策定し、これに基づき安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進することとしています。

広域化・集約化の必要性を整理すると、以下の 5 項目が挙げられます。

①持続可能な適正処理の確保

市町村の厳しい財政状況、老朽化した廃棄物処理施設の増加、担い手の不足、地域における廃棄物処理の非効率化等が懸念されるため。

②気候変動対策の推進

気候変動問題は人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つであり、近年の豪雨による水害等の頻発など、廃棄物分野においても温室効果ガスの削減に配慮することが極めて重要であること。

③廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進

廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会や地域循環共生圏の形成のために重要であるとともに、エネルギー利用をすることで温室効果ガスの排出削減にも資することから、地域特性に応じて、廃棄物系バイオマスの利活用を推進することが必要であること。

④災害対策の強化

地域の核となる廃棄物処理施設においては、地震や水害等によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保することで、地域の防災拠点として、特に焼却施設については、大規模災害時にも稼働を確保することにより、自立分散型の電力供給や熱供給等の役割も期待できること。

⑤地域への新たな価値の創出

上記②～④の観点も含め、広域化・集約化により、特徴を活かした社会インフラとしての廃棄物処理施設の機能を一層高め、地域の特性や循環資源の性状等に応じて、地域循環共生圏の核となりうる施設整備を推進するなど、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理システムを構築していくことが重要であること。

（２）山口県ごみ処理の広域化の現状

① 背景と目的

山口県では、ダイオキシン類削減対策、焼却残さの高度処理対策、リサイクルの推進等を踏まえた上で、市町が連携、協力し、広域的なごみ処理体制を確立するための指針として「山口県ごみ処理広域化計画」（平成 11 年（1999 年）3 月）を策定しています。また、平成 14 年 3 月及び平成 16 年 3 月に内容の一部改正を行っています。

平成 28 年には「山口県循環型社会形成推進基本計画（第 3 次計画）」の中で新しい地域区分を設定しています。

このような中、山口県では前述した国の「持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化に係る計画」に基づき、令和 3 年 3 月に山口県循環型社会形成推進基本計画（第 4 次計画）を策定し、その中で今後、県と市町が連携・協力し、安定的かつ効率的な一般廃棄物処理体制の構築を推進するための「山口県ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化計画」（計画期間：令和 3 年度（2021 年度）から令和 12 年度（2030 年度））を策定しています。

② 広域ブロックの区割りと概況

山口県ごみ処理広域化計画においては、山口県の地域性やこれまでの地域ブロックとの整合から、表 5-1 に示す 7 つの広域ブロック（岩国、柳井、周南、山口・防府、宇部・小野田、下関、長門・萩）を設定しています。宇部市は、美祢市及び山陽小野田市の 3 市で「宇部・小野田広域ブロック」を構成しています。

表 5-1 広域ブロックの区割りと概況

広域ブロック	構成市町	人口（人） （H30）	面積（km ² ） （R元.10.1）	ごみ総排出量 （トン／年）（H30）
岩国	岩国市、和木町	142,100	884.3	47,326
柳井	柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町	78,345	397.8	29,048
周南	下松市、光市、周南市	252,773	837.8	87,359
山口・防府	山口市、防府市	308,856	1,212.6	113,977
宇部・小野田	宇部市、美祢市、山陽小野田市	253,435	892.4	91,449
下関	下関市	264,220	716.1	99,068
長門・萩	萩市、長門市、阿武町	85,588	1,171.6	31,089
合 計		1,385,317	6,112.5	499,316

注）四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

資料：山口県循環型社会形成推進基本計画（第 4 次計画） 令和 3 年（2021 年）3 月

③ 県内の一般廃棄物焼却処理施設

山口県内における焼却処理施設は、図 5-1 に示すとおりです。それぞれ広域ブロック内の一般廃棄物焼却処理施設等で焼却処理（ごみ固形燃料化含む）等されています。



注）周陽環境整備センターは平成 31 年 3 月に廃止

岩国市第一工場での焼却処理は、平成 31 年 4 月からサンライズクリーンセンターに統合

資料：山口県循環型社会形成推進基本計画（第 4 次計画） 令和 3 年（2021 年）3 月

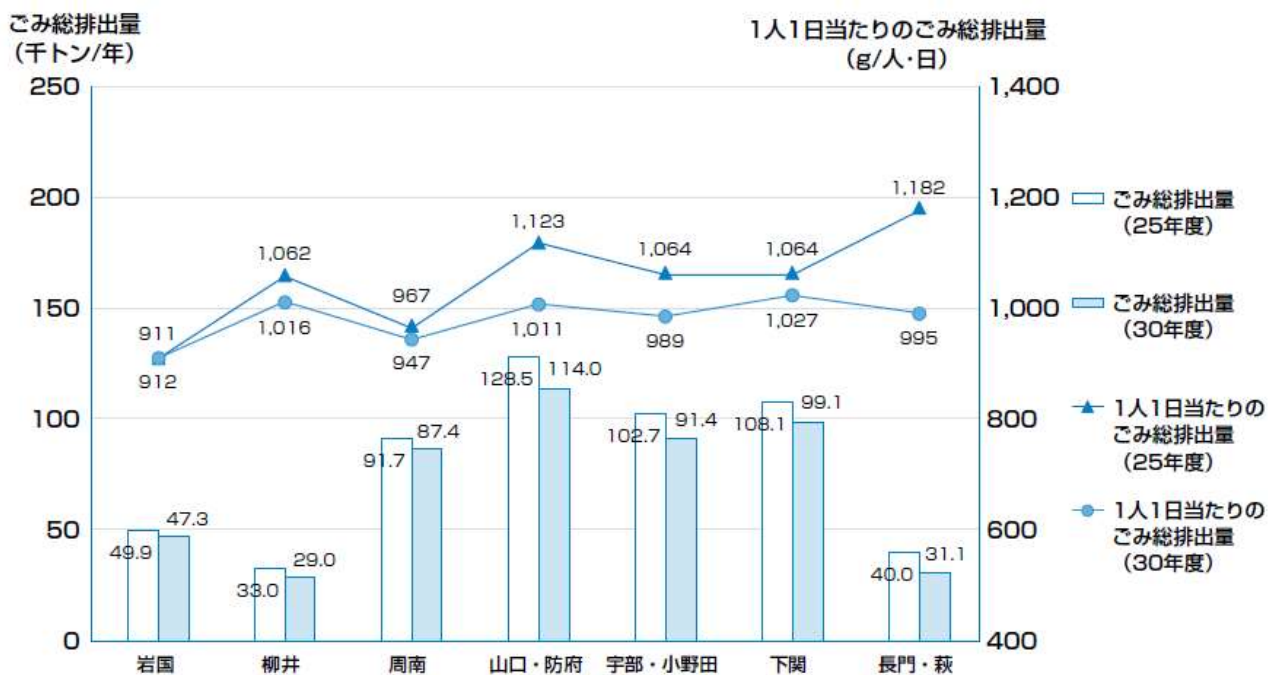
図 5-1 県内の主要な一般廃棄物焼却処理施設（平成 30 年度）の位置図

(3) 広域ブロック別ごみ処理の状況

① ごみの排出状況

広域ブロック別のごみ総排出量は、図 5-2 のとおりです。

平成 30 年度における宇部・小野田ブロックのごみ総排出量は 91.4 千 t で、最も多いのは山口・防府ブロックの 114 千 t で、最も少ないのは柳井ブロックの 29 千 t となっています。また、宇部・小野田ブロックの 1 人 1 日当たりのごみ総排出量は 989g で、最も多いのは下関ブロックの 1,027g、最も少ないのは岩国ブロックの 912g となっています。なお、平成 25 年度（2013 年度）と比較して、「ごみ総排出量」は、ほぼ横ばいの岩国ブロックを除く全てのブロックで減少しています。



資料：山口県循環型社会形成推進基本計画（第4次計画）令和3年（2021年）3月

図 5-2 広域ブロック別のごみ総排出量（平成 30 年度）

② 再生利用（リサイクル）の状況

広域ブロック別の再生利用量・リサイクル率は、図 5-3 のとおりです。

平成 30 年度における宇部・小野田ブロックのリサイクル率は 31.5%と、県内では 2 番目に高くなっています。最も高いのは下関ブロックの 39.8%、最も低いのは柳井ブロックの 21.7%であり、18 ポイントの差が生じています。

また、平成 25 年度（2013 年度）と比較して、山口・防府、下関ブロックでリサイクル率が増加しています。



資料：山口県循環型社会形成推進基本計画（第 4 次計画）令和 3 年（2021 年）3 月

図 5-3 広域ブロック別の再生利用量及びリサイクル率（平成 30 年度）

（４）広域化の状況

① 宇部・小野田ブロックにおける一般廃棄物処理施設の状況

ア ごみ焼却施設の広域化の状況

宇部・小野田ブロックでは、ごみ焼却施設が 2 施設あり、処理能力は合わせて 288t/日です。このうち、ごみ焼却施設の余熱利用として発電を実施しているのは本市の 1 施設です。

表 5-2 ごみ焼却施設の概要

広域ブロック	名 称	処理方式	処理能力 (t/日)	発電出力 (kW)	稼働 開始年
宇部・小野田	宇部市環境保全センター	全連続	198	4,000	H14
	山陽小野田市環境衛生センター	全連続	90	—	H27

資料：山口県循環型社会形成推進基本計画（第 4 次計画）

イ ごみ燃料化施設

宇部・小野田ブロックでは、ごみ固形燃料化（RDF）施設が 1 施設あり、処理能力は 28t/日です。

表 5-3 ごみ固形燃料化（RDF）施設の概要

広域ブロック	名 称	処理能力 (t/日)	施設の 種 類	稼働 開始年
宇部・小野田	美祿市カルストクリーンセンター	28	RDF 化	H11

資料：山口県循環型社会形成推進基本計画（第 4 次計画）

ウ 粗大ごみ処理施設

宇部・小野田ブロックでは、粗大ごみを対象に破砕、圧縮等の処理及び有価物の選別を行う施設が2施設あり、処理能力は合わせて65t/日です。

表 5-4 粗大ごみ処理施設の概要

広域ブロック	名 称	処理方式	処理能力 (t/日)	稼働 開始年
宇部・小野田	宇部市リサイクルプラザ（粗大ごみライン）	破砕	45	H7
	山陽小野田市環境衛生センター	破砕	20	S57

資料：山口県循環型社会形成推進基本計画（第4次計画）

エ リサイクルプラザ・センター

宇部・小野田ブロックでは、廃棄物（不燃物・可燃物）の選別等を行うことにより、資源化（リサイクル）を進めるとともに、3Rの普及啓発等を行うための施設が2施設あり、処理能力は合わせて26t/日です。

表 5-5 リサイクルプラザ・センターの概要

広域ブロック	名 称	処理方式	処理能力 (t/日)	稼働 開始年
宇部・小野田	宇部市リサイクルプラザ（資源ごみライン）	圧縮・梱包	25	H7
	美祿市リサイクルセンター	選別、圧縮・梱包	1	H12

資料：山口県循環型社会形成推進基本計画（第4次計画）

オ その他の資源化等の施設

宇部・小野田ブロックでは、ア～エ以外の資源化等の施設が2施設（5設備）あり、処理能力は合わせて約23t/日です。

表 5-6 その他の資源化等の施設の概要

広域ブロック	名 称	処理方式	処理能力 (t/日)	稼働 開始年
宇部・小野田	宇部市プラスチックごみ圧縮梱包施設	圧縮・梱包	13	H13
	宇部市ペットボトル圧縮梱包施設	圧縮・梱包	1.25	H10
	山陽小野田市環境衛生センター	選別、圧縮・梱包	8	H2
	山陽小野田市環境衛生センター	圧縮・梱包	0.4	H11
	山陽小野田市環境衛生センター	溶融固化	0.06	H11

資料：山口県循環型社会形成推進基本計画（第4次計画）

カ 最終処分場

宇部・小野田ブロックでは、最終処分場（埋立処分地）が6施設あり、全体容量は約 322 千 m³、残存容量は合わせて約 115 千 m³（平成 30 年度末（2018 年度末）現在）です。

表 5-7 最終処分場の概要

広域ブロック	市町名	名 称	全体容量 (m ³)	残存容量 (m ³)	埋 立 開始年
宇部・小野田	宇部市	宇部市一般廃棄物最終処分場	131,300	72,013	H20
	山陽小野田市	山陽小野田市環境衛生センター (最終埋立処分場)	54,400	2,317	S61
	山陽小野田市	山陽小野田市環境衛生センター (一般廃棄物最終処分場)	60,000	12,229	H13
	山陽小野田市	山陽小野田市清掃工場 (山陽処分場)	38,000	9,454	H2
	美祢市	美祢市一般廃棄物最終処分場	22,000	11,163	H12
	美祢市	美祢市美東一般廃棄物最終処分場	16,000	7,590	H2

資料：山口県循環型社会形成推進基本計画(第4次計画)

② 山陽小野田市の状況

山陽小野田市は、平成 17 年 3 月 22 日に旧小野田市（以下「小野田地区」という）と旧厚狭郡山陽町（以下「山陽地区」という）の 1 市 1 町で合併を行い、誕生した市です。

山陽小野田市の一般廃棄物処理基本計画では、広域化に関する記述はありませんが、平成 27 年 4 月にごみ処理施設が供用開始していることから当面の間、広域化の協議はないものと考えられます。ただし、平成 27 年 4 月に供用開始した山陽小野田市のごみ焼却施設は、本市のごみ焼却施設が稼働する令和 16 年度には 19 年が経過することになります。

参考に山陽小野田市の中間処理計画及び最終処分計画を以下に示します。

【中間処理計画】

① 基本目標

ごみの資源化を図ることにより、焼却量並びに最終処分量を削減していくものとする。

② 中間処理の方法及びその量

本市から排出されるごみは、現行どおり、既存のごみ処理施設にて適正に処理を行っていくものとする。

【最終処分計画】

① 基本目標

最終処分するものは可能な限り減量・減容を図っていくものとする。また、現有最終処分場周辺の環境保全に努め、最終処分場に対する信頼性を確保していくものとする。

② 最終処分の方法及びその量

最終処分対象物は、セメント原料化不適物（異物）、不燃物及び泥土とし、それらを埋立処分する。

資料：山陽小野田市一般廃棄物処理基本計画（計画期間：令和 2 年度～令和 16 年度）令和 2 年 3 月

③ 美祢市の状況

美祢市の一般廃棄物処理基本計画では、広域化に関する記述は以下のとおりです。美祢市の可燃ごみは平成 11 年に供用開始したごみ燃料化施設で処理しています。施設は、既に 22 年を経過しており、施設の更新時期を迎えています。

【広域化計画の動向】

今後のごみ処理は、地域の実状を勘案して当面、現在の体制で行うこととするが、次期施設更新時には更なる集約化に向けた協議を関係市町と進めていくものとする。

資料：美祢市一般廃棄物処理基本計画 令和 2 年 3 月

(5) 広域ブロック別の将来人口及びごみ総排出量の将来予測

山口県循環型社会形成推進基本計画(第 4 次計画)における広域ブロック別の将来人口予測結果及びごみ総排出量予測結果は表 5-8 及び表 5-9 のとおりです。

将来人口は全ブロックにおいて減少すると予測され、令和 22 年度(2040 年度)には平成 30 年度と比較して山口県全体で 79%になると見込まれています。最も減少が著しいのは長門・萩地区の 60%で、宇部・小野田ブロックは 81%と見込まれています。

また、ごみ総排出量についても、全ブロックにおいて減少すると予測され、令和 22 年度(2040 年度)には平成 30 年度と比較して山口県全体で 80%になると見込まれています。最も減少が著しいのは長門・萩地区の 61%で、宇部・小野田ブロックは 84%と見込まれています。

表 5-8 広域ブロック別の将来人口予測結果

(千人)

広域ブロック	年度	H30 (実績)	R3	R7	R12	R17	R22
岩国		142	134	127	119	111	103
柳井		78	74	69	63	58	53
周南		253	243	236	226	215	204
山口・防府		309	311	308	303	296	288
宇部・小野田		253	247	239	228	216	204
下関		264	252	241	226	211	196
長門・萩		86	79	73	66	59	52
全県合計		1,385	1,340	1,293	1,230	1,166	1,100
対 H30 年比		-	97%	93%	89%	84%	79%

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

資料：山口県循環型社会形成推進基本計画(第 4 次計画)

表 5-9 広域ブロック別のごみ総排出量予測結果

(千トン/年)

広域ブロック	年度	H30 (実績)	R3	R7	R12	R17	R22
岩国		47	44	42	39	36	33
柳井		29	28	26	24	22	20
周南		87	83	81	77	74	70
山口・防府		114	114	113	112	109	106
宇部・小野田		91	91	88	84	80	76
下関		99	95	91	85	79	74
長門・萩		31	29	27	24	22	19
全県合計		499	484	467	445	422	398
対H30年比		-	97%	94%	89%	84%	80%

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

資料：山口県循環型社会形成推進基本計画(第4次計画)

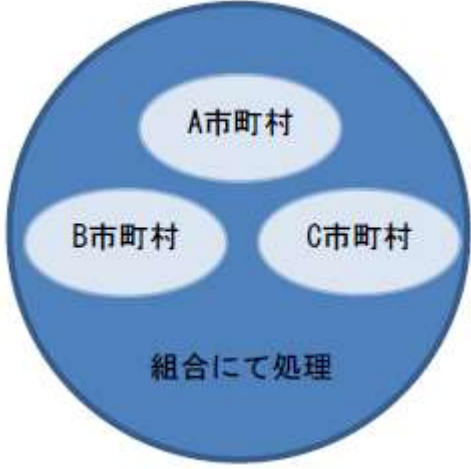
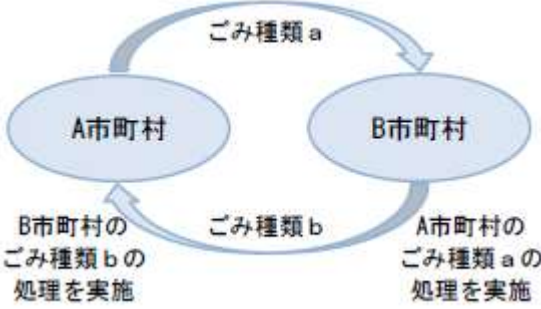
2. ごみ処理施設の広域化の可能性について

(1) 広域化・集約化の方式

広域化・集約化をパターン別に分類すると、6つの方式に大別されます。一般的に普及している各方式の概要及び想定されるメリット・デメリットを表 5-10 に示します。これらの方式は独立したものではなく、組み合わせることにより効果を発揮するものもあります。また、1つの市町村または組合等が複数のごみ処理施設を保有している場合、それらを統廃合して集約化する方式もあります。

以上のように、ごみ処理施設の広域化・集約化には、関係市町村のごみ処理状況、施設整備状況、人口規模、財政状況、地理的状況、環境影響及び住民の意見、民間の廃棄物処理業者の存在の有無等を踏まえて検討する必要があります。

表 5-10 広域化・集約化の方式の概要及び想定されるメリット・デメリット

方式	概要	想定されるメリット	想定されるデメリット
①組合設立	・関係市町村が構成員となる一部事務組合又は広域連合等（組合等）を設立し、関係市町村のごみ処理を実施。 ・都道府県境を超えた組合等の設立事例も存在。 ・組合等を設けることなく、地方自治法の「連携協約」と「事務の委託」の組み合わせにより広域処理を実施する取組も進行中。 	< 共通 > ・関係市町村全体ではごみ処理施設の施設数が削減される。 < 一部事務組合 > ・関係市町村がそれぞれの市町村の議会対応を行うため、広域化・集約化に対する議会の承解を得やすい。 ・一部事務組合に加入すると、最短でも 2 年間は脱退できないため、途中で広域処理から抜ける市町村が出ることを防止できる。 < 広域連合 > ・全ての関係市町村が対等の立場で事業を進めることができる。一部事務組合と比較して、関係市町村が意見具申を行うことも容易である。	< 一部事務組合 > ・既存の一部事務組合に新たに市町村が加入してごみの広域処理を行う場合、組合の規約や条例等及び関係市町村の条例等を改正する必要がある。また、加入により組合と市町村の両者にメリットがあることを事前に確認しておくことが望ましい。 < 広域連合 > ・事業を進める際の手続きが多くなる。
②ごみ種別 処理分担	複数の市町村においてごみの種類毎に分担（最終処分含む）を決め、分担されたごみ種類について、他市町村のごみを受け入れて処理。 	・関係市町村全体ではごみ処理施設の施設数が削減される。 ・1 つの市町村で全ての種類のごみ処理施設を整備・運営する必要がないため、負担を軽減できる。	・ごみ焼却施設や最終処分場等の特定の施設が立地する市町村の住民が不公平感を感じる恐れがある。
③大都市 受入	・大都市が周辺市町村のごみを受け入れて処理。 ・地方自治法の規定に基づく事務委託及び行政協定等により受け入れを実施。 	・関係市町村全体ではごみ処理施設の施設数が削減される。 ・新しく組織を作る必要がないため、そのための手間を省略できる。 ・ごみを受け入れる市町村としては、ごみ排出量の減少に伴って生じたごみ処理施設の余力を活用できる。これにより、ごみ処理事業経費を削減できる可能性がある。 ・財政基盤が乏しい中小市町村がごみ処理施設を整備・運営する必要がなくなる。	・委託単価の設定等によっては、周辺市町村のごみを受け入れる市町村の負担が大きくなる可能性がある。 ・ごみ処理を委託する市町村はごみ処理施設の整備・運営には関わらないため、人材育成やノウハウの蓄積が行われず、ごみ処理体制の長期性・安定性に疑問が残る。

方式	概要	想定されるメリット	想定されるデメリット
④相互支援	- 定期整備及び基幹改良事業等の施設停止の際に他の市町村のごみを相互に受け入れ。 B、C市町村の施設停止時にB、C市町村のごみを処理 A市町村 A、C市町村の施設停止時にA、C市町村のごみを処理 B市町村 A、B市町村の施設停止時にA、B市町村のごみを処理 C市町村 ← ゴミ → ← ゴミ → ← ゴミ → ← ゴミ → ← ゴミ → ← ゴミ → - 施設停止時のごみ処理を他の市町村が受け持つことにより、施設の余裕率を低く設定でき、ごみ処理施設の規模縮小が可能となる。 - 全炉同時の稼働又は定期整備が可能となり、廃棄物発電の効率が向上するとともに、整備費を削減できる。 - それぞれの市町村が独立したごみ処理システムを保有することになるため、市町村間の足並みを揃える必要がない。 - 突発的な施設停止時の対応が容易となる。 - ごみ処理施設の施設数は削減されない。 - 施設間で定期整備及び基幹改良事業等の時期が重複しないように調整する必要がある。		
⑤他のインフラとの連携	- 下水処理施設等のインフラ由来の廃棄物をごみ処理施設にて一括処理（逆に、下水処理施設で生ごみ等を受け入れて処理することも可能）。 - 廃棄物処理法第 11 条第 2 項により一般廃棄物と産業廃棄物を合わせて処理することができる。 - し尿汚泥や下水汚泥をバイオガス化施設で処理している事例、し尿汚泥や下水汚泥をごみ焼却施設で可燃ごみと混焼している事例等がある。 下水汚泥等 下水処理施設等 下水汚泥処理施設が不要になる 下水汚泥の処理も実施 ごみ処理施設 - 廃棄物系バイオマスを集約することで、マテリアル利用やエネルギー利用に必要な量が確保される。 - し尿汚泥や下水汚泥を合わせて処理する場合、汚泥のみを対象とした処理設備の整備が不要となるとともに、民間の産業廃棄物処理業者に委託する場合と比べて、処理費を削減できる可能性がある。 - 連携を行う施設が隣接していない場合、廃棄物の運搬方法を検討する必要がある（例えば、汚泥の運搬時には臭気対策が必要）。 - 一般廃棄物と産業廃棄物を合わせて処理する場合、その理由付けや都道府県への確認に時間を要する可能性がある。 - 既存のごみ処理施設ではインフラ由来の廃棄物を処理できないこともあるため、施設の整備状況を踏まえた導入の検討が必要である。		
⑥民間活用	- 市町村が民間の廃棄物処理業者に中間処理を含むごみ処理を委託。 - 現状では、委託の対象となるごみは資源ごみや処理困難物等が主であり、可燃ごみについては、一時的な受入という位置づけのことが多い。 A市町村 B市町村 C市町村 D市町村 民間処理業者 ← ゴミ → ← ゴミ → ← ゴミ → ← ゴミ → - 市町村のごみ処理施設の施設数が削減される。複数市町村がごみ処理を委託する場合、ごみ処理施設が集約化されたことになる。 - 市町村で小規模のごみ焼却施設を整備・運営する場合よりも、ごみ処理事業経費を削減できる可能性がある。 - 委託する市町村が一般廃棄物の統括的な処理責任を果たすために、処理状況を適切にモニタリングすることが必要である。 - 民間の廃棄物処理業者が廃業した場合、ごみ処理事業停止のリスクがあるため、バックアップ体制の構築が必要である。		

引用資料：広域化・集約化に係る手引き 令和 2 年 6 月 環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課

(2) 宇部・小野田ブロックにおけるごみ処理の広域化

宇部・小野田ブロックにおけるごみ処理の広域化については、構成各市において適切にごみ処理が行われていること、また、施設の更新時期が合わないため、現時点において、何らかの広域化に関する協議が早急に進む可能性は低いと考えられます。しかしながら、20年後には人口・ごみ量ともに約2割の減少が見込まれる等の諸問題に対応するため、将来的には県の広域化計画に基づき、広域処理について検討を進めていく必要があります。

【参考資料】

広域化・集約化が進まなかった事例及び検討段階で市町村の離脱があった事例（計12件）を対象としたヒアリングを基に、広域化・集約化が進まない理由をまとめたものを表5-11に示します。広域化・集約化が進まない理由は、大きく分けて、3つに分類されます。

表5-11 広域化・集約化が進まない理由の例

広域化・集約化が進まない理由	回答割合	具体的な内容
広域化・集約化を行うメリットが少ないと判断	3/12	・コスト面でメリットが少ない（広域ごみ処理施設整備のための用地購入に伴う施設整備費の増加、収集運搬距離の増加に伴う収集運搬費の増加等） ・広域化・集約化を実施するインセンティブが低い（長寿命化や災害に強いごみ処理施設の整備に対しても循環型社会形成推進交付金が交付される） ・施設集約に伴い、災害時に当該施設の稼働が停止した場合にごみ処理事業の継続が困難となる ・広域化・集約化の対象となる地域の面積が大きい場合、広域化・集約化時のごみの収集運搬が困難となることがある
市町村間の調整が困難	7/12	・ごみ処理施設の整備時期の調整が困難（特に集約化する施設間で使用開始時期が異なる場合） ・ごみ処理方法の調整が困難（特に現状のごみ処理方法が市町村により異なる場合） ・市町村の首長の交代による廃棄物政策の転換 ・市町村合併による廃棄物政策の転換 ・施設建設候補地の調整が困難 ・費用分担の調整が困難 ・分別区分の調整が困難 ・ごみ収集日の調整が困難
住民との調整が困難	2/12	・直接搬入時の運搬距離が増加することに対して住民の理解を得ることが困難 ・異なる市町村のごみを1箇所を集めて処理することに対して住民の理解を得ることが困難

引用資料：広域化・集約化に係る手引き 令和2年6月 環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課